

CAP [Common Agricultural Policy] と西ドイツの対応

北崎, 浩嗣

<https://doi.org/10.15017/2920712>

出版情報：経済論究. 70, pp.1-26, 1988-03-10. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

CAPと西ドイツの対応

北 崎 浩 嗣

<目次>

はじめに

- I EC 結成時の西ドイツにおける CAP の位置づけ
 - II MCA (国境調整金) による西ドイツの恩恵
 - 1. MCA の制度的変化
 - 2. 西ドイツにおける農産物価格と農業所得の変化
 - III CAP 包摂下の西ドイツの農業構造と農業政策
 - 1. 農業構造の変化
 - 2. CAP 下での西ドイツ農業政策
 - 3. 西ドイツ農業の現況と問題点
- 結びにかえて

はじめに

EC は、共通経済政策として最も進展をみせている CAP (EC 共通農業政策, Common Agricultural Policy, 以下略して CAP とする) のもとで、最近とみに、乳製品、穀物、砂糖、牛肉を中心に、過剰問題を激化させている(注1)。農産物過剰問題は、現今では先進資本主義国共通の現象であり、世界市場的にみて、もはや構造的過剰(注2)の様相を呈している。高度資本主義が過剰という農業問題に対して調整能力を著しく喪失している時代である(注3)。

従来から言われているように、EC は、統一価格、域内優先という CAP の原則のもとに、他のいかなる国よりも明確に農業保護を具体化させている。EC は、現今の世界的な構造的過剰の責の一端を担うと共に、自らもその調整に苦慮しているのである。また1986年のスペイン、ポルトガルの EC 加盟に伴い、

一時的に過剰穀物を吸収したとされるスペインでも、国内価格より共通価格が高い事実を鑑みて生産増大が予想され、過剰の激化が緊急される(註4)。過剰の克服には容易なるざる過程がまっている。

こうした農産物過剰は、EC 予算を圧迫し、予算負担の不均等という形で、農業国と工業国との域内対立を生ぜしめるだけではなく(註5)、農業予算の膨張に伴い、農業外の経済政策、社会政策への EC 予算の利用に制限を与え、EC 経済の浮揚に影響を与える深刻な財政問題である。

周知のように、EC での過剰問題への対策は、通常マニフェストと呼ばれる、委員会の CAP 見直し作業から本格的に着手された。その路線は、価格水準を需給に依存させる方向である。しかし、現実の対応としては、委員会の権限拡大により市場管理を強化することによって、問題の先鋭化を回避してきたのが実状である。統一価格、域内優先、共同財政の三大原則を維持しながら、価格の適正化、保証限度数量の制限で対応している。

CAP 改革の具体的内容は別に譲るが(註6)、ここで注目すべきは、価格抑制の強化が明確になってきた事、その場合に西ドイツが常に反対の立場にある事である。この一連の過程で、西ドイツは従来の CAP の維持・存続の方向、立場として CAP 改革の反対陣営に位置している(註7)。そして、なおしばらくその方向が予想される。

西ドイツが予算負担の最大を占め(註8)、西ドイツの EC における位置と役割が加盟時と変化し、EC 結成の動機であった広域域内市場の効果に変化が生じつつあることを認識しながら、CAP と西ドイツの関係について、農業所得の変化と西ドイツ農業の現況に焦点をあて考察する。

かくて本稿は、CAP への西ドイツの対応を、CAP 成立期から跡付けることにより、西ドイツの CAP 改革へのスタンスに何らかの示唆を与えることが主眼である。というのも、現状の CAP は、「一貫した堅固な EC の共同利益の追跡を目指す政策というより、個別利害の、農業の異なる利害の多様性を均衡させる試み」(註9)であると把えた方が説得的であり、西ドイツを例にとることは、CAP の形成可能性 (Gestaltungsmöglichkeiten) の判断のために不可欠の作業と考えるからである。その意味で、本稿は、いわゆる多国間農政の調整過

程の分析として位置づけられる。考察の際に、西ドイツにとって天恵とも称された国境調整金 (Monetary compensatory amount, 以下略して MCA とする) の制度的変化を明確にする準備作業が導入される。

また、政策の二分化 (即ち価格・市場政策は EC で、農業構造・社会政策は国内で) された西ドイツ農業が、CAP でいかなる変容をうけ、農政がどのようにに対応したかが補足的に解明される。

- (注1) EC における過剰農産物に伴う輸出補助金支出の現況は、額の大きい項目では、1986年で、牛乳・乳製品の27.0億 ECU, 12.1%, 穀物の22.2億 ECU, 10.0%, 牛肉の13.1億 ECU, 5.9%, 砂糖の11.9億 ECU, 5.3%である。これは、*The Agricultural Situation in the Community*, EC Commission, の数字で、比率は、FEOGA 保証部門総額に対するものである。傾向的に牛肉, 砂糖, 南方農産物の伸びも目立っている。
- (注2) 80年代の構造的過剰という場合、価格支持政策による先進資本主義国の増産と輸出増を基本線に、加えて発展途上国の外貨獲得のための増産、一方での外貨不足による輸入減が、過剰に拍車をかけた状況と考えている。新興輸出国の増産も無視できない。
- (注3) 調整能力の喪失は、当然、農業外条件、先進資本主義国の低成長期を考慮すべきである。
- (注4) 『のびゆく農業』No. 733, 「スペイン農業と EC 加盟」参照。
- (注5) この問題は、いわゆる「英国問題」として現出した。福士正博「1980年代の欧州共同体農業政策——その現状と課題——」『レフェレンス』昭和61年8月号参照。
- (注6) CAP 改革をめぐるの論点は、田中素香「EC 共同農業政策の改革をめぐる」(『経済研究』一橋大学, 1987,1) に詳細に紹介されている。田中氏は、EC 委員会の提出した“Green Paper of 1985”の検討により、EC 委員会の方針を「従来 CAP が不可分に担ってきた産業政策としての農業政策と社会政策としての農業政策を二つに明確に分け、前者のみを残す (前掲論文 p. 18)」ものだと位置づけ、その根拠に価格引下げ/所得補償方式をあげている。氏にとっても現状に CAP を放置することはもはや不可能であり、CAP 改革は不可避とされているようであるが、現実レベルでは、「価格引下げ/所得補償方式の採用される展望はなく、可能なのは生産割当制強化の方向である (前掲論文 p. 25)」と予想され、割当制による EC の「再国民化」を懸念されている。
- (注7) 西ドイツの CAP 改革への保守性を示すものとして、Karl-Joachim Trede, “Die Agrarpolitik der EG-Mitgliedstaaten”, in ; Hermann Priebe, Wilkelm Scheper et al., *Agrarpolitik in der EG-Problem und Perspektiven*, 1984. があげられる。「西ドイツでは、社会的市場経済の原則が経済政策的見取図を描く。この見取図を

- 考えれば、農業市場の今日的システムはまさに異国の姿を示す。……西ドイツでは保護の撤廃、手控えた農業政策に興味が集まる。この立場は農業政策担当者によって、政治的実践の中で相容れないものであった。西ドイツ農政の中で、所得目標は歴史的に見られ、今日でもなお高い価値をみる。従って、西ドイツ農業政策担当者は基本的に CAP の改革に積極的ではない。例えば大規模な直接的所得移転の形態での根本的解決は、価格政策を優先におくために議論にさえならない。ドイツの考え方は、第一に、財政の圧迫下でも現存のシステムを調整すること、第二に不可避な限り修正によって補うことである。——執筆者訳——」(*op. cit.*, pp. 49~51)
- (注8) 西ドイツの予算負担率と受益率の差は、予算戦争の様相を呈した1983年でさえ、イギリスより大きく、純粋拠出額では最大であった。
- (注9) Hermann, Priebe, et al., *op. cit.*, p. 13.

I EC 結成時の西ドイツにおける CAP の位置づけ

EC の結成と発展を主導した最も重要な経済的要因は、西ドイツ工業とフランス農業の利害の結合である。西ドイツとしては、工業製品における広域自由貿易市場の開放に、フランスとしては、EC 市場への販路拡大による過剰農産物の解消に、各々の EC 結成への利益をみた。このことは共通見解とみなしてよい(注1)。

それゆえ、西ドイツとしては、EC の結成と自国農業の CAP への包摂は、事実上分離不可能なものであり、西ドイツ農業は EC レベルでの統一価格・市場政策に自らを投じなければならなかったのである。

勿論、共同市場形成のための価格支持メカニズムを不足払い制度で行おうとする動きがストレーザ会議以前からあったようである(注2)。しかし、この案は、多数の農場、低い生産性という近代化の遅れた農業構造ゆえに、廃案とされた。現実的には、域内での統一価格、域内価格と域外価格との差を可変課徴金として処理するシステムが採用された。

いずれにせよ、統一価格をどの水準におくかが重要な問題であった。穀物を例にとると、当初7年半の過渡期間中に、漸次共通価格に接近させるという方向であったが、1963年マンスホルト案の提出により、統一価格実現が急がれることになる(注3)。統一価格の早期実現を図るフランス、オランダと価格引下げ

による自国農業への打撃を恐れる西ドイツ、イタリア、ルクセンブルグとの間で、利害が鋭く対立した。結局、統一穀物価格の実施期日が1967年7月に延期されたものの、オランダ、フランスの要求する線で、統一価格の実現がなされたわけである。

この過程で、西ドイツ農業者は頑強な政治的闘いを挑んだ。西ドイツ政府としても、広域域内市場におけるメリットとヨーロッパの統合推進を図る一方で、農業所得要求に対する圧力を制限したかった。そのためにできることは、可能な限り最高の支持価格を実現することしかなかったのである。結果としては、統一価格の実現により、穀物価格で平均10～15%の切下げ、畜産物で5～10%の切下げがなされた(注4)。

この実施により、DBV（西ドイツ農業者同盟）の反対運動は激化すると共に、その抵抗の鋒先が EC 本部（ブリュッセル）へ向けられる。統一価格実現後、西ドイツは、価格政策以外の政策が共同体へ移譲されないように努めると共に、CAP 支持価格上昇による純資金移転の増大があるものの、可能な限り価格引上げを EC に図っていく形で、西ドイツ農業者へ懐柔策を行使していくことになる(注5)。

(注1) 田中素香「EEC の農業と国境調整(上)」『経済評論』1978.5. p. 106 を参照。

(注2) 拓植徳雄「EC における農業保護政策の構造」『農業保護と農産物貿易問題』農林統計協会, p. 178～179。

(注3) 小林晃「EEC における農業問題(-)」『九州大学経済学研究』第30巻第4号1964. 10. p. 56～59 を参照。

(注4) Stefan Tangerman, "Germany's Role within the CAP: Domestic Problems in International Perspective," *Journal of Agricultural Economics*, Vol. xxx, No. 3, September, 1979 を参照。

(注5) CAP 三大原則の確立過程をみると、統一価格、域内優先の実現にはオランダ、フランスが主導的立場に、共同財政という点でも、農業国側の要求が入れられたというわけではないが、常にフランスが主導権をとりつつ、自らの利益に適合する形で CAP を形成していったとみてよいであろう。

また CAP 確立後の1971年3月の農民戦争を題材にした木下悦二「EEC の現状と展望」『経済評論』1971年11月号では、域内各国の農相理事会での要求項目が説明され、西ドイツが穀物価格の切上げに最大の関心があったことが説明されている。

II MCA (国境調整金) による西ドイツの恩恵

1. MCA の制度的変化

CAP は、簡略化すれば、国内農業政策の中の、価格、市場政策を EC に委譲し、EC レベルで共通政策化したものである。価格、市場政策は CAP で、構造改善、農村社会政策等の残りの政策は国内、州レベルで行なうことになる。

そのため、西ドイツ農業者にとって最大の関心である価格水準は、EC で決定される。この水準が域内農業者の生活基盤に大きく関わる。

農業で共同市場を形成するには、価格水準の統一が不可避であり、そのために、EC は、統一価格、域内優先、共同財政の三大原則のもとに、CAP という複雑なしくみをつくりあげた。しかし、この統一価格はそのまま国内農産物価格に反映しなかった。その原因が MCA である。この項では、統一価格を形骸化させた MCA の制度的変化を考察する(注¹)。

(i) MCA 導入の契機

通貨の異なる六カ国で共通の価格表示をするために、計算単位たる u. a. (unit of account) が使用された。それぞれの国の通貨単位で価格が建てられた場合には、平価変更時に輸出競争力の変化という弊害があり、ある一国の通貨を使用する場合には国の威信という利害関係が生じる。金で定義された計算単位使用には、十分な動機があったというべきである。

ところが、表 1 の統一価格実現から EMS 導入までの通貨政策の年表から示されるように、フランスは、1968 年「5 月危機」に端を発した経済の麻痺状態の打解策として、翌年 8 月に平価切下げを断行する。西ドイツも 10 月に平価切上げを実施する。ヨーロッパの通貨情勢の動揺に伴い、u. a. での統一価格の不都合面が現出する。フランスにおいては、農産物のフラン建て価格の急騰、西ドイツにおいては、農産物価格、農家所得の減少という問題である。

フランスは由々しき事態の回避のために、切下げの結果生じる農産物のフラン建て価格の急騰を拒否した。それはフランスの農産物の対外競争力の強化、

表1 CAPにとって重要とされる通貨政策の年表 (1969~78)

1969年			ユーデン共同フロートへの移行 (参加国通貨間の変動幅を ± 1.25%に) その際、西独マルク 切上げ(3%)
8.11	仏フラン切下げ (11.11%)		
9.29	西独マルクの固定相場解除		
10.24	西独マルク切上げ (9.2%)		
1971年		6.29	西独マルク切上げ (5.5%)
5.10	西独マルク変動相場制へ 蘭ギルダーも追隨	9.17	蘭ギルダー切上げ (5%)
8.23	ベルギー/ルクセンブルクフラ ン変動相場制へ	1974年	
		1.28	共同フロートからの仏の離脱
12.17/18	ワシントン通貨会議 —西独マルク切上げ(4.61%) 蘭ギルダーとベルギーフラ ン切上げ (2.76%) 米ドル切下げ (7.89%) ±2.25%へ変動幅拡大	1975年	
		7.10	共同フロートへの仏の復帰
1972年		1976年	
3.21	E C理事会決定、欧州為替相場 同盟 (ヘビ) E C諸通貨の間の為替変動幅を ±2.25%に	3.15	仏の共同フロートからの再離脱
4.24	欧州為替相場同盟始動	10.17	共同フロートの多角的調整 (西独マルク 2%切上げ, デンマーク、クローネ 4% 切下げ)
5. 1	英、デンマークの加入	1977年	
5. 8	米ドル切下げ (7.89%)	4. 6	共同フロートの多角的調整 (デンマーク・クローネ 3% 切下げ)
6.23	スネークからの英の離脱	8.29	共同フロートの多角的調整 (デンマーク・クローネの 5% 切下げ)
6.27	“ デンマークの離脱	1978年	
10.10	デンマークの復帰		共同フロートの多角的調整 (西独マルク 4%切上げ, ベルギー/ルクセンブルク フラン 2%切下げ 蘭ギルダー 2%切下げ)
1973年			
2.12	米ドル切下げ (10%)		
2.13	スネークからのイタリアの離脱		
3.19	西独、仏、ベネルクス三国、 デンマーク、ノルウェー、スウ		

(出所) Leistung der FAG Landwirtschaft, Hermann Priebe et al.,
Die Agrarwirtschaftliche Integration Europas, 1979, pp 41~43,

統一価格の崩壊を意味し、域内市場の混乱を鎮めるためにフランスからの輸出には課徴金、輸入には補助金が義務づけられた。これが MCA の始まりである。フランスは二年間の段階的フラン価格の引上げを行なうが、その間の二年間、共同市場から隔離された。

一方、西ドイツでは、一時的にフランスの場合とは逆方向の、輸出には補助金給付、輸入には課徴金徴収という MCA が導入されたが、ごく短期的措置にとどまり、結局はマルク建て価格の引下げを容認した。それによって生じる所得減少は、西ドイツ政府と EC 当局との共同補償となったのである(注2)。

(ii) MCA の制度化

1971年5月、西ドイツとオランダの変動相場制の採用の際、両国が自国通貨建ての価格を据えおいたため、再度 MCA が導入された。これ以後の平価変更は日常茶飯事となり、MCA の導入は平価変更のときのルールとなる(注3)。

国境調整の体系は複雑であり、ここでは直接の問題ではないため、簡単に説明しておくほかない。国境調整額は、IMF に届け出ている固定平価と EEC の共同フロートの中心相場との差に、国民的介入価格を乗じて算出される。介入価格と事実上の市場価格との差は計算の際に考慮されない。共同体統一価格と国内価格との差は、輸出入の際にその差額だけの補助金もしくは課徴金で調整されるのである(注4)。

(iii) その後の変化

1973年9月、オランダがギルダーのセントラルレートを5%切上げたが、オランダとベルギーの間に MCA が導入されることになるため固定 MCA の引下げを行わず、国内農産物価格を引下げる方向に出た。この目的のために、オランダ政府は、調整額算出に当って代表されていた相場、即ち 1 u. a. 当り 3.62ギルダーを 3.443ギルダーに切上げた。この後者のレートをレプレゼンタティブレートと名付けた(注5)。ここに CAP の枠内でのみ適用される換算相場の可能性が示され、1975年3月以降は、年1回加盟国一斉のレプレゼンタティブレートの調整が、各国単独の調整と併用されることとなった。この意味は他のセクターの価格と区別して農産物価格だけを特別に変動させようところにある。今までのシステムでは、相場変更の際に変更率に応じて農産物のみが変動するか、国境調整措置を講じて他のセクターとの価格関係を維持するかの二つの選択しかなかったが、新システムはこのフレキシビリティの欠如を補う極めて重要な手段となる。それにより、国境調整額乖離率(共同フロート国では、レプレゼンタティブレートと中心相場との差額)を操作しうるようにな

る。

(iv) EMS 成立後

スネークから EMS に再編成され、共通表示単位が u. a. から ECU に変更された後も、グリーンレートと MCA の必要性は、基本的に何ら変わるところはなかった。ただ ECU の価値はバスケット方式によることとなったため、自国通貨のセントラルレート変更の意思があると否とに関係なく、バスケットの中味となっている他の通貨がレートを変更すれば、他のすべての通貨の ECU セントラルレートも必然的に変わることとなった。たとえば1979年11月、デンマーククローネが他の通貨に対して5%の単独切下げを行っているが、ECU に対してはクローネが4.85%の切下げ、英ポンドを除く他の六カ国通貨が0.14%の切上げを行ったことになっている。1981年3月のリラの6%単独切下げの時にも、ECU に対してはリラが8.3%の切下げを行っている(注6)。しかし、この問題も、グリーンレートと MCA の修正で充分に対処できた。

(v) MCA 計算方法の改訂

1984年に改訂された MCA の役割は、基本的に従来のものと変わらないとされている。この制度の変化の詳細は、必要事項だけにとどめてあとに譲る。技術的には正の MCA が発生しないような計算方法が採用されたということ、即ち MCA は ECU との関係ではなく最強通貨との関係で算出されることになった。正の MCA が発生しないかわりに、負の MCA がその分だけ大幅なものになるのである。旧セントラルレートをそれぞれの緑のレートとして使う点は従来と同様だが、新制度のもとでは、例えば最強通貨国西ドイツでは緑のレートをそのまま農業のセントラルレートとすることで MCA は生じないのに対し、フランスの場合には新セントラルレートに対して、ECU に対するマルグの上昇率を掛けた値が農業セントラルレートとなり、緑のレートと農業セントラルレートとの差が負の MCA となる(注7)。

この場合、価格における域内各国間の対外競争力は不変だが、新 MCA 下で起こる EC 域外への農産物輸出の ECU 建て価格の上昇と域外から輸入する農産物の EC 諸国通貨建て価格の下落が生じる。これは EC 諸国の競争力の弱体化に直接帰結するのではない。域外諸国との取引が ECU 建てで行なわれて

いる場合はまだ少ないが、ECU には計算の便宜のための名目的な単位という性格の方が強いと考えられるからである。決定的な問題は、滝沢氏も言われるように、「EC の農相理事会が ECU 建ての農産物の価格をどういう水準に決めるか(注8)」ということである。

この改訂の意義は、第一に域内通貨調整のたびに必然的に生じた価格と所得の下落が発生しないことだと言われるが、旧制度のもとでも、この事態は回避されてきた。その意味では全く手続きの違いである。第二に、正の MCA を発生させないためには、統一価格の引上げ率は西ドイツの物価動向に一致したものでなければならなくなるが、その代わり、負の MCA をもつ国の物価上昇は西ドイツ以上であるから、農産物価格の引上げが必要になり、負の MCA の削減は一層困難になることが予想される。

2. 西ドイツにおける農産物価格と農業所得の変化

前項でみたように、MCA によって統一価格は實際上機能しなかった。ただ表 2 で示されるように70年代と比べて80年代は MCA による統一価格乖離状況が緩和されたと言えることができる。それには次の二つの理由があると考ええる。

表 2 EC各国のMCA

	1974 6/24	1978 10/23	1981 8/1	1983 5/23	1984 2/27	1984 4/2
西 独	+12.0	+10.8	+ 3.2	+ 9.8	+ 9.8	+ 6.8
フ ラ ン ス	-13.3	-10.6	0	- 4.4	- 4.4	- 2.0
イ タ リ ア	-16.3	-14.6	- 1.0	0	- 1.0	0
ベルギー/ルク センブルク	+ 2.7	+ 3.3	0	+ 5.8	+ 5.8	+ 2.6
イ ギ リ ス	-15.3	-28.6	-10.5	+ 3.5	+ 6.2	0
オ ラ ン ダ	+ 2.7	+ 3.3	0	+ 5.8	+ 5.8	+ 2.6
アイルランド	-15.3	- 3.3	0	0	0	0
デンマーク	0	0	0	+ 1.0	+ 1.0	0
ギ リ シ ア	—	—	0	0	- 7.2	0

(出所) *Monthly of Bulletin of Bundesbank*, May, 1984, p 40.

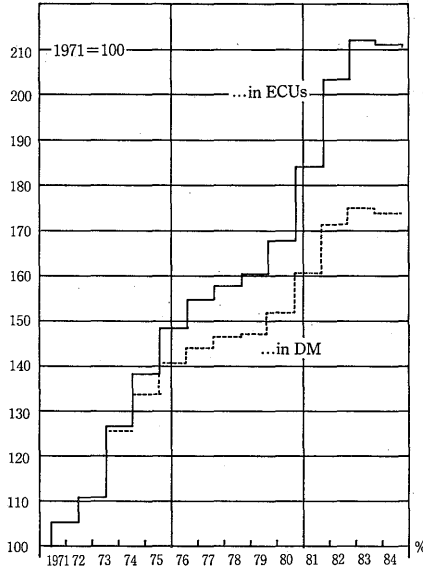
第一に、MCA は本来累積するものではなく、減少する傾向をもつことである。理事会で決まる価格の引上げ率は、西ドイツの一般物価水準の動きから見れば大幅に過ぎるし、その他の物価上昇の高い国にとっては小幅である。このことから、西ドイツは切上げによるマルク建て価格の下落を、大幅にすぎる統一価格の引上げによって埋め合わせるし、通貨の弱い国は、切下げによる価格の急騰も、一般物価水準の上昇に相殺されてしまうからである。長期的にはMCA は減少するメカニズムが働くのである。

第二に、EC 委員会の MCA に対する評価は、当然の事ながら一貫して反対であり、その削減の方向に努力が払われたことである。そもそも MCA の導入は短期的措置であったし、農業市場の統一に著しい阻害要因であったことも疑いえない。統一価格の原則を形骸化させたものである。事務の煩雑さもさることながら、MCA による財政的支出が無視できない額に達し、FEOGA を圧迫させた時期もあった(注9)。具体的には、CAP での統一価格を正常に戻すために通貨政策での対応が図られた。EMS の成立の動因の一つには、MCA のもたらす弊害をなくすことであった。実際、1980年代前半、EMSの実施により、域内諸国の通貨の関係が相対的に安定し、MCA の影響が軽減されている。

それでは統一価格乖離幅の削減は何に帰結するのか。それは、西ドイツ農業者が70年代に受けた天恵ともいえる恩恵の喪失を意味する(注10)。西ドイツ農業者にとって、国内価格水準と MCA の増減は自らの所得動向に大きく関与する。西ドイツ農業者は、MCA により、マルク建ての農産物価格の下落を阻止しながら、輸出の際には輸出補助金をうけるという二重の恩恵を受けていた。逆に MCA の削減は、マルク建て農産物価格の下落をきたし、輸出補助金の減少にもつながる。農産物価格の下落により、西ドイツの消費者に対する恩恵もあり、国内物価の安定には貢献するが、西ドイツ農業者にとっては不都合面ばかりの現出である。

70年以降の価格水準を検討してみよう。図1では ECU 表示の価格とドイツマルク表示の価格の指数の乖離を示している。数字は EC 市場規制対象品目の価格を平均化したものである。73年から乖離を始め、(物価上昇の違いから一概にはいえないが) 80年代では大きな乖離を示す。ここで注目されるのは、

図 1 EC市場規制農産物の価格



(注) 農相理事会で決定された市場規制価格の平均変化。
 (出所) *Monthly of Bulletin of Bundesbank*, May, 1984. p 38.

表 3 西ドイツ農産物 (販売) 価格の動向, 品目別

	(実額) DM				(指数 1970年=100とした指数)			
	1970年	1975年	1980年	1985年	1975年	1980年	1985年	
軟質小麦(DM)	36.7	42.8	47.0	42.1	117	128	115	
大 麦	33.4	39.3	41.6	39.9	118	126	119	
砂糖大根(標準品質)	62.2	81.4	21.1	95.6	131	146	154	
子 牛	424.3	562.7	559.6	572.1	133	132	135	
牛 (一等)	228.4	316.3	321.6	326.5	138	141	143	
豚	261.9	312.2	306.0	319.6	119	117	122	
チキン(生, 一等)	162.0	175.0	194.0	206.0	108	120	127	
生ミルク	34.9	49.5	55.3	60.3	142	158	173	
脱脂粉乳	154.0	303.0	330.0	401.0	197	214	260	
バター	642.6	719.0	811.6	763.8	112	126	119	
チーズ	536.0	687.0	734.0	826.0	128	137	154	

(出所) Eurostat, *AGRICULTURAL PRICE STATISTICS, 1970—1981* と *Agricultural prices, 1976—1985* より作成。

ECU 表示での農産物価格が82年頃から停滞することである。

それでは、産品毎の農産物価格の動向はどうであろうか。表3によれば、畜産物と乳製品の価格上昇が大きく、穀物価格の上昇が小幅だが、総じて1980年以降の上昇は小さい。転じて生計費指標の飼料や工業製品の価格の動きをみると、表4で示されるように、生計費の指標の伸びに比べて、生産者価格の伸びの鈍化がみられる。1980年においても格差はあるが、80年以降の生産者価格の伸びの停滞のため、格差は一層拡大する。これは過剰回避のための統一価格水準の抑制あるいは引下げと MCA 乖離率の減少の結果が大きな要因である。

表4 西ドイツの生計費と価格の動向

1962=100 とした指数	生 計 費				生 産 者 価 格		
	総 計	エネルギー を除く	内 訳		農産物	工 業 製 品	
			飼 料	工業製品		総 計	エネルギー を除く
1962	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1971	128.9	130.1	119.7	116.3	103.9	116.0	117.5
1980	201.4	197.9	176.4	182.5	147.5	183.0	173.2
1981	213.3	207.5	185.9	194.3	156.4	197.3	181.6
1982	224.6	218.8	194.7	204.9	159.4	208.9	190.9
1983	231.3	226.2	198.1	209.4	157.2	212.0	194.5

(出所) *Monthly of Bulletin of Bundesbank*, May, 1984. p 42.

表5 農業活動での実質純所得の指数

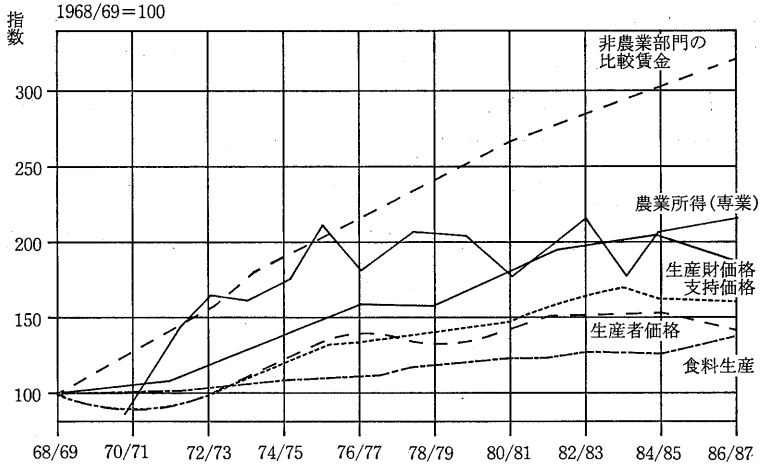
	1973	1975	1977	1979	1980	1981	1983	1985
西ドイツ	143.6	135.1	135.2	111.7	92.3	95.9	90.0	91.2
フランス	140.8	110.7	109.3	112.0	95.3	92.6	102.6	99.8
オランダ	130.0	116.1	117.7	97.8	89.1	113.1	122.7	121.0
EC9カ国	126.1	113.2	112.8	107.5	95.9	96.5	102.4	98.5

(注) $(1979+1980+1981) \div 3$ を 100 とした指数。

(出所) Eurostat, *Agricultural Income*, 1986.

その影響をうけて、実質純所得の指数も、表5からわかるように、1970年代の高指数から80年代の低指数へと転換する。抑制的価格水準もあって、EC各国の平均指数が下降しているが、西ドイツではMCAの効果減退もあり、一層

図2 非農業部門の比較賃金と農業所得の伸び



(出所) Agrarbericht, 1987, p 20より。

顕著にその転換が現出している。この状況を明確に説明したのが、図2である。70年代末からの生産者価格の停滞と一方で生産財価格の上昇に伴い、農工間の所得格差が70年代後半から開き始め、80年代には増幅している。

西ドイツ農業者は、70年代におけるように、CAPの熱烈な擁護者、あるいはCAPの成功を称賛してやまない集団とはいうわけにはいけなくなる。彼らの不満はこの点にあり、過剰回避のためにやむなくCAP改革として提案される統一価格水準の引下げには、厳しい拒否の姿勢を貫くのである。

(注1) この考案にあたり、以下の文献を参考にさせていただいた。

(i) R. W. Irving and H. A. Fearn, "Green money and the CAP" *centre for European Agricultural Studies*, 1975. 邦訳に『のびゆく農業』No. 519~520, 1978年, 5月。

(ii) WYN, GRANT, "The politics of the Green Pound" *Journal of Common Market Studies*, Volume XIX, No. 4, June, 1981.

(iii) 田中素香「EECの農業と国境調整」『経済評論』, 1978年, 5, 7月号。

(iv) 滝沢健三「MCA 計算上の諸問題について」『欧州統合の現段階』日本EC学会年報, 第6号, 所収。

(注2) 詳細は、佐々木敏夫「マルク切上げと西ドイツ農業」『農林金融』, 昭和45年6月

号を参照。

(注3) これによって、MCA が半永久的手段となったのであり、事実上それ以降共通価格の復活はない。

(注4) 田中「前掲論文」p. 112.

(注5) 『のびゆく農業』No. 519～520, p. 20～21.

(注6) *Monthly of Bulletin of Bundesbank*, May, 1984, p. 42～43.

(注7) *ibid.*

(注8) 滝沢, 前掲論文, p. 164.

(注9) FEOGA 保証部門支出に占める MCA の支出状況は、次の通りである。

< F E O G A 保証部門の内訳 >

(million EUA)

	1975	1976	1977	1978	1978	1980
①市場組織関係費	3742.1	4746.9	5640.0	7765.2	9544.1	10579.0
②前年との増加率	44.2	26.9	18.8	37.7	22.0	10.9
③M C A	335.6	438.2	989.2	880.3	769.2	377.6
① + ③	4077.7	5185.1	6629.1	8645.5	10313.3	10956.5

(出所) EC Commission, *The Agricultural Situation in the Community*, 1979, p 162.

FEOGA 財政悪化を背景に、76年11月に、委員会は MCA 廃止のための長期計画案を提出したが、理事会で否決されている。この案は、乖離率に最大限度を設けるものであった。

(注10) Stefan Tangernan, *op. cit.*, によると、CAP が農業部門に対して以前に望まれていた以上の保護を提供し、そのための政策の費用が一国で行なうより安上がりですんだ最大の要因を MCA に求めている。

III CAP 包摂下の西ドイツの農業構造と農業政策

1. 農業構造の変化

ヨーロッパ共同市場の発足により統一価格が実現され、西ドイツ農業者は大きな危機感を抱いていた。とはいえ、統一価格実現後も西ドイツの農業生産力は、後退をみせるどころか、域内各国の比較では相対的発展の傾向を示している。同じく、CAP 創設時、統一価格による国内農産物価格の引下げという災禍をうけたイタリアと比べて、余りにも見事な対照を示している(注1)。これは統一価格が70年代において実質的に機能しなかったという前節の要因を考慮に

表 6 西ドイツにおける経営規模別の農家経営数の変遷

	1~2	2~5	5~10	10~15	15~20	(20~30)	(30~50)	20~50	50~100	100~	計 (1ha~)
1960	232.5	387.1	343.0	188.2	98.3	122.0	13.7	2.6	1385.3
71	138.2	225.4	213.4	146.9	105.8	108.2	58.5	166.7	17.9	3.2	1017.7
75	123.1	188.6	179.0	120.5	91.2	106.6	69.5	176.1	22.3	3.9	904.7
80	102.9	154.9	149.1	102.4	79.0	102.6	75.3	177.9	26.9	4.4	797.4
84	91.5	137.3	133.0	91.8	71.5	95.3	76.1	171.4	30.9	5.0	732.5
1960	16.6	27.9	24.8	13.6	7.1	8.8	1.0	0.2	100
71	13.6	22.1	21.0	14.4	10.4	10.6	5.7	16.4	1.8	0.3	100
75	13.6	20.8	19.8	13.3	10.1	11.8	7.7	19.5	2.5	0.4	100
80	12.9	19.4	18.7	12.8	9.9	12.9	9.4	22.3	3.4	0.6	100
84	12.5	18.7	18.2	12.5	9.8	13.0	10.4	23.4	4.2	0.7	100
1960	168	172	161	128	93	73	77	81	136
71	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
75	89	84	84	82	86	99	119	106	125	122	89
80	74	69	70	70	75	95	129	107	150	138	78
84	66	61	62	62	68	88	130	103	173	156	72

(注) 上段は、農家数の実数で単位は千戸。中段は、その構成比、単位は%。下段は、1971年を100とした指数。

(出所) *Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland*, 各年版より。

表 7 西ドイツにおける経営規模別農地利用面積の変遷

	1~2	2~5	5~10	10~15	15~20	(20~30)	(30~50)	20~50	50~100	100~	計 (1ha~)
1960	33.2	129.0	248.3	230.2	168.9	190.4	160.1	350.5	88.5	45.0	1293.5
71	19.7	75.3	155.1	181.5	183.2	261.2	217.6	478.8	115.5	53.3	1262.2
75	17.4	62.8	130.2	148.8	158.6	259.2	260.8	520.0	144.0	64.4	1246.2
80	14.5	51.5	108.6	126.3	137.3	250.8	283.5	534.3	173.6	71.3	1217.2
84	12.9	45.7	96.9	114.0	124.3	233.5	288.1	521.5	200.9	79.7	1195.2
1960	2.6	10.0	19.2	17.8	13.1	14.7	12.4	27.1	6.8	3.5	100
71	1.6	6.0	12.3	14.4	14.5	20.7	17.2	37.9	9.1	4.2	100
75	1.4	5.0	10.4	11.9	12.7	20.8	20.9	41.7	11.6	5.2	100
80	1.2	4.2	8.9	10.4	11.3	20.6	23.3	43.9	14.3	5.9	100
84	1.1	3.8	8.1	9.5	10.4	19.5	24.1	43.6	16.8	6.7	100
1960	169	171	160	127	92	73	74	73	77	84	102
71	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
75	88	83	84	82	87	99	120	109	125	121	99
80	74	68	70	70	75	96	130	112	150	134	98
84	65	61	62	63	68	89	132	109	174	150	95

(注) 上段は、農地面積の実数で、単位は万 ha。中段は、その構成比で、単位は%。下段は、1971年を100とした指数。

(出所) 表 6 と同じ。

入れる必要がある。MCA の存在は、統一価格を名目的なものとし、その恩恵を最大にうけたのは西ドイツである。70年代前半の MCA 乖離率は大きく、西ドイツ農業者にとって強度の価格支持を結果したと考えられる。

70年代後半から80年代にかけて MCA の恩恵が減少しつつあった西ドイツが、統一価格の切下げ、生産割当制を柱とする CAP 改革に消極的であったことは既に述べた。問題は、CAP に包摂されることにより、西ドイツ農業にかなる構造変化がもたらされたかであり、その構造変化を跡付けることによって、今後の CAP 改革に対する西ドイツのスタンスを規定できると考える。

西ドイツの農業構造は、小農による家族経営が支配的で、小作地の割合は低く、兼業の割合も多い。農業構造は脆弱であった。農業の発展を示す指標として規模別農業経営数の変遷を表6によりみてみると、連邦レベルでは、1970年から15～20ha 層の減少が始まり、1973年から20～30ha 層の減少が始まる。さらに1986年には30～40ha 層の減少が始まる。分解の基軸を上昇させながら、分解は進展している。ただ、70年代末期から確かに分解のテンポは落ちている。EC 域内各国の比較でも^(註2)、西ドイツの経営数の減少は著しく、分解促進的傾向を示している。一方、表7により農地利用面積の変遷をみると、農地の集中が分解に伴い、大規模農家に集中するとはいえ、まだ農地の維持がなされている。農地利用面積の減少は、1960～75年にかけて、0.1～0.3%、75年以降0.4～0.5%である。農用地の減少率が著しく低い程度であるにもかかわらず

表8 農業就業者数の変化

	(1) 農業就業者数 (千人)	(1) / 全就業者 (%)
1965	2683	10.0
1970	2081	7.8
1975	1631	6.3
1980	1321	5.0
81	1293	5.0
82	1271	5.0
83	1262	5.0
84	1260	5.0

(出所) STATISTISCHES JAHRBUCH ÜBER ERNÄHRUNG LANDWIRTSCHAFT UND FORSTEN. 1985.

表9 規模別農業経営数の変遷 (地域的区分)

	1~2	2~5	5~10	10~15	15~20	20~30	30~50	50~100	100~	計
①1972	3,189	4,080	3,375	2,823	3,497	7,745	9,428	4,347	791	39,275
1978	3,130	3,245	2,559	2,015	2,363	5,612	9,075	5,126	1,021	34,146
1984	2,996	3,143	2,366	1,611	1,777	4,129	7,774	5,910	1,227	30,933
②1972	19,904	27,769	22,775	18,360	16,861	23,484	19,987	7,655	1,135	157,930
1978	16,088	19,967	16,175	12,718	11,673	19,699	21,605	10,106	1,472	129,503
1984	13,892	17,295	13,531	10,200	9,219	16,147	20,734	12,028	1,817	114,863
③1972	18,210	25,800	21,171	16,162	13,722	17,111	10,167	2,872	473	125,688
1978	14,354	20,039	16,364	12,215	10,768	16,218	11,810	3,502	536	105,806
1984	11,766	16,767	14,014	10,289	9,073	14,379	12,206	3,993	588	93,075
④1972	14,620	23,703	16,621	10,349	7,960	8,031	2,666	484	191	84,625
1978	10,142	17,242	12,849	7,786	6,268	8,031	4,210	756	207	67,491
1984	8,085	13,840	10,558	6,633	5,166	6,746	4,854	1,307	229	57,418
⑤1972	16,097	23,515	19,161	10,481	7,008	7,036	2,888	470	69	86,725
1978	12,006	16,832	14,055	7,689	5,384	6,619	4,347	1,023	104	68,059
1984	9,925	13,240	10,752	6,301	4,231	5,657	4,620	1,613	151	56,490
⑥1972	33,209	47,262	40,323	24,160	15,036	12,820	4,003	680	204	177,698
1978	28,252	36,476	41,100	19,015	12,955	13,917	6,330	1,301	272	149,618
1984	22,545	28,508	24,930	15,516	10,967	13,427	7,903	2,045	344	126,185
⑦1972	28,218	64,072	80,876	57,379	37,896	31,446	11,341	2,131	500	313,919
1978	26,147	53,295	66,990	47,965	34,147	34,223	14,827	2,774	558	280,926
1984	20,914	43,058	55,979	40,768	30,747	34,333	17,403	3,645	610	247,457

(注) ①はシュレスヴッヒ・ホルシュタイン, ②はニーダー・ザクセン, ③はノルトライン・ウエストファーレン, ④はヘッセン, ⑤はラインラント・プファルツ, ⑥はバーデン・ビュルテンベルグ, ⑦バイエルンである。

(出所) 表6と同じ。

表10 西独農業生産の伸び

	63/64~65/66	70/71	74/75	80/81	82/83
小麦(百万t)	4.80	5.66	7.76	8.16	8.63
雑穀(")	10.48	11.63	14.89	14.94	...
大麦(")	3.61	4.75	7.05	8.83	...
牛乳(")	20.90	21.86	21.51	24.78	25.46
牛肉(千t)	1,040	1,294	1,363	1,570	1,502
豚肉(")	2,156	2,582	2,718	3,140	3,064
家禽肉(")	152	258	266	374	379
バター(")	474	494	511	576	556
チーズ(")	699	895	963
全脂粉乳(")	20.3	29.9	31.6	45.9	44.6
脱脂 " (")	159.5	344.1	494.8	590.1	571.7

(注) 雑穀の項目は, 大麦を含んでいる。

(出所) *Review of the Agricultural Situation in Europe*, 原資料はFAOである。

ず、表8で示されるように、1965年から1980年にかけて農業就業者数が半減するという急激な減少が生じたことから、規模拡大が相当実現した。その際の農地流動は、小作による流動が中心であり、90%を占めるといわれる(注³)。ただ農業就業者数の減少も1980年以降は頭打ちになっている。

農業経営数の地域別変遷を表9により考察すると、経営規模が従来から大規模であるシュレスヴィヒ・ホルシュタインでは、すでに30~50ha層の減少が顕著に検出可能であり、逆に過少農の1~5ha層の減少が軽微で、それより規模の大きい15~30ha層の減少率が最大となる。家族小経営で典型的なバイエルンでは、まだ15~20ha層の増大を示している。経営数の減少率は、中部のザールラント、ラインラント・プファルツ、ヘッセンで大きく、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、バイエルンで小さい(注⁴)。農外への就業機会の多少に相関していることが興味深い。

このように州毎に地域性をもちながらも、農業経営規模の拡大、農民層分解は、相当程度進展したとみてよいと考える。その中で、農業生産は著しい上昇を示した。表10からわかるように穀物、畜産品、乳製品と満遍なく生産の増大がみられる。特に、小麦と大麦、バターを除く乳製品の伸びが著しい。とはい

表11 単 収 の 伸 び

	1960	1970	1980	1982	1984	(単 位)
(1) 穀物全体	31.7	33.4	44.3	48.6	53.6	100kg/1 ha
(2) 小 麦	35.8	38.3	49.7	56.2	63.1	"
(3) 大 麦	36.2	39.3	50.2	51.9	56.3	"
(4) 馬 鈴 薯	235.8	272.3	259.4	296.0	331.5	"
(5) 砂糖大根	419.9	440.1	483.7	544.4	494.7	"
(6) 牛 乳	3,395	3,812	4,527	4,593	4,687	kg/乳牛1頭
(1960=100)	増減指数					
(1)	100	105	140	153	169	
(2)	100	107	139	157	176	
(3)	100	109	139	143	156	
(4)	100	115	110	126	141	
(5)	100	105	115	130	118	
(6)	100	112	133	135	138	

(出所) 表8と同じ。

表12 農業、他産業の労働生産性の動向

	農・林・水産業		農 業		他 産 業	
	D M	年変化率	D M	年変化率	D M	年変化率
1975/76	17990	+5.7	20789	+0.7	50493	+4.4
1976/77	17316	-3.8	19257	-7.4	52740	+4.5
1977/78	19469	+12.4	21538	+11.8	53924	+2.2
1978/79	20086	+3.2	23126	+7.4	55399	+2.7
1979/80	21076	+4.9	24176	+4.5	56351	+1.7
1980/81	21276	+1.0	25190	+4.2	55977	-0.7
1981/82	21858	+2.7	25763	+2.3	57206	+2.2
1982/83	25958	+18.8	31454	+22.1	57887	+1.2
1983/84	24439	-5.9	30030	-4.5	59886	+3.5
1984/85	24881	+1.8	30463	+1.4	61284	+2.3
1985/86	24769	-0.5	30824	+1.2	62626	+2.2
1975/76に対して 1985/86の上昇の 平均	—	+3.77	—	+4.83	—	+2.40

(出所) *Agrarbericht*, Materialband 1987, p 40.

え、EC 域内各国との比較では生産の伸びは中位である(注5)。CAP の保護対象品目での生産増大という点が重要である。単収の伸びも、穀物を中心に著しく、70年代以降の伸びは著しい。小麦の単収は80年代も急速に上昇している(表11)。また、表12で農業と他産業の労働生産性の動向を示しているが、82年までは、76年の凶作による低下があるものの、伸び率で他産業を上回っている。70年代前半は、その傾向が一層強く現出している。83年以降は、伸びは停滞している。

高山隆子氏や田中修氏が、西ドイツは60年代から70年代にかけて、農業の労働生産性と土地生産性の並行上昇に成功した国であると主張される根拠がここにある(注6)。

2. CAP 下での西ドイツ農業政策

西ドイツ国内の農業政策は、EC で行なわれる価格支持・市場政策以外の政策である(注7)。その場合、西ドイツでは国レベルで行なわれるものと、州で実施されるものに大分される(注8)。ここでの問題は、西ドイツの国内農業政策

が、立法的に、あるいは補助金等、いかなる形で西ドイツ農業へのてこ入れと安定を図ったかである。ECの域内各国では、CAPでの制度変更が、国内農業政策に対する大きなインパクト要因となる。常に国内農政は、CAPの制度変化に対応していかなねばならないのである。

CAP下での西ドイツ農業政策の画期となしたのは、1968年7月の「農業計画」である。この計画の目的は、1955年農業法以来、西ドイツ農業政策の基本理念たる農工間の所得均衡化の達成であり、その手段として農業従事者数の大幅な減少があげられている。この場合の減少には兼業による方法も是認されている点で注目されるが、目的達成のための政策が農業政策だけでは限界である事が主張されている。雇用政策としての離農者対策、農村荒廃回避のための地域開発政策を重視した総合政策としての位置づけである。具体的施策としては、離農年金等の離農者への報酬金、老齢年金の増額、「農地整備自己負担分の肩代わり措置」等があげられる。農業従事者数の減少と土地の流動化を結びつける試みである(注⁹)。

1970年に提出された通称「エルトル・プラン」も基本的には「農業計画」の線上にあるが、これはより経営的な個別農家選別政策を明確にしたものである。「農業計画」と異なるのは、対象を個別経営にした事であり、農業経営に対する振興助成の基準と方法を定めている。その際の選別基準を、マンスホルト・プランのように経営規模や飼養規模におかず、農業者としての資格や所得規模においた点が特徴的である。政策目的の達成のための選別基準に微妙な変化はあるが、賃借優先、離農者の社会保障充実による自立可能な農家の規模拡大の道が採択されていると言わざるをえない。

70年代以降の農政は、基本的に「農業計画」と「エルトル・プラン」に沿った運営である。1976年4月「改正耕地整備法の見直し」1977年6月「農業小作法の改正(注¹⁰)」という立法的な対応が補足される。70年代以降の農政は、立法的対応と農業社会政策費の拡充(表13)により、農村の総合政策という名のもとに、積極的な構造改善政策の推進を図った時期だと考えられる。とりわけ、就業人口の減少と土地の流動化との結合が推進されたのである。

表13 西ドイツ農林食料省予算の動向 (単位100万マルク)

項 目	1971	1973	1975	1977	1979	1981	1983	1984	1985
1. 農業社会政策費	973	1,861	2,539	2,955	3,304	3,723	3,548	3,501	3,751
2. 農 村 入 植	56	57	52						
3. 販売促進, 啓蒙	39	37	26	14	17	11	10	10	10
4. 研 究	16	18	19	9	22	22	26	23	24
5. 漁 業	30	51	64	46	92	89	54	59	59
6. 旧債務の整理	503	576	355	304	228	185	143	123	98
7. 一般承認項目	1,383	1,256	633	617	707	548	542	696	742
小 計	2,999	3,856	3,686	3,945	4,370	4,558	4,323	4,466	4,684
8. 共同課題	1,028	1,200	1,372	1,387	1,645	1,096	1,155	1,175	1,301
9. 市場整備	702	201	172	92	83	102	113	101	213
10. その他	143	195	247	273	296	335	358	363	384
11. 合 計	4,873	5,451	5,477	5,697	6,393	6,091	5,949	6,104	6,580
12. EC市場整備から				3,030	5,823	6,666	6,377	7,839	
13. (11) + (12)				8,726	12,216	12,757	12,326	13,943	

(出所) *Agrarbericht* 各年版より。

3. 西ドイツ農業の現況と問題点

1970年代前半の西ドイツ農業では、統一価格水準の高止まりとMCAの効果によって、実質的価格支持水準の上昇が生じた。この保護度合の高まりによって、生産が刺激され、大経営に蓄積基盤を与えた。西ドイツにおける労働市場の広がり、農民層の分解を促進させ、経営規模の拡大を可能にした。経営規模の拡大、生産刺激による農業技術の発展も伴い、労働生産性、土地生産性の並行上昇をもたらした。この状況を側面で促したのが、国内農業政策による積極的な構造改善事業であった。立法と補助金による就業人口の減少と土地の流動化の結合に積極的な政策を打ち出した。

しかし、70年代後半になると、過剰農産物による統一価格の抑制とMCAの減少により、農業所得の増大が弱まり、農工間の所得不均衡は拡大していく。表14にみるように70年代後半以降、第二種兼業農家の構成比率の伸びが小さくなっているが、これは農業所得の上昇のためではなく、兼業機会が減少したためと考えるべきである。前掲した表6、表8で明らかなように、就業機会の減

表14 経営形態毎の農業経営

(千戸)

	専業農家	第一種兼業	小計(専業+第一種兼業)	第二種兼業	総計
① 1970	466.5	233.9	700.4	382.7	1083.1
② 1975	409.1	138.7	547.8	356.9	904.7
③ 1980	397.3	86.5	483.7	313.7	797.5
④ 1984	364.4	71.8	436.2	296.3	732.5
		(構成比)	%		
①	43.1	21.6	64.7	35.3	100
②	45.2	15.3	60.6	39.4	100
③	49.8	10.8	60.7	39.3	100
④	49.7	9.8	59.5	40.5	100

(出所) 表8と同じ。

表15 経営形態・経営規模毎の農業経営

(1984年)

	1ha以下	1～2	2～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～	総計(1ha～)
専業農家	19	10	11	24	72	93	94	84	50
第一種兼業	7	3	11	16	11	6	5	14	10
小計	26	13	21	40	84	99	99	98	60
第二種兼業	74	87	79	60	16	1	1	2	40
総計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(出所) 表8と同じ。

少による農業就業者の滞留がみられる。農業構造の変化のテンポが鈍化している。それでも第二種兼業は1984年で4割を上回っており、農業構造改善政策では、兼業を温存したままでその実践が図られている。

現在、ECでは、農産物過剰と財政悪化のため、統一価格水準の引下げ、生産調整の導入を図っている。その徹底化が実現すれば、農工間の所得不均衡の解消という課題は、ますます遠景に退く。MCA改訂後も、西ドイツ農業者のMCAの恩恵が一層減少することが予想され、この状況に拍車をかける。

こうした状況を踏まえて、1987年農業白書では、農業内部の調整を図ること、即ち農民的家族経営の維持が強調されている。農業における少数経営への生産の集中化が、農民的家族経営の崩壊につながり、ひいては農村の荒廃をもたらす懸念がもたれている。またその集中化は、農業内部での所得格差を惹き起させ

てきた。

70年代前半の農業者にとって好都合の条件が、70年末期あたりから崩れ始め、農工間の所得格差が開き、一方で生産の集中化による農業内部の所得格差も問題になってきている状況である。兼業化という対応も抜本的な解決ではありえないし、その手段も狭隘化している。CAP 改革に対して、西ドイツが保守的対応をとらざるをえない要因がここに存するのである。

- (注1) イタリア農業に対して CAP が与えた影響を克明に記した力作として、ガイド・ファビアーニ『戦後イタリア農業の発展と危機』(富山和夫、塚憲一監訳)大明堂、1985. がある。
- (注2) Eurostat によると、EC 域内各国比較では、西ドイツとフランスの分解が著しく、特に西ドイツは最大といてよい。
- (注3) 1970年代の西ドイツにおける農地移動の分析をしたものには、阿部正昭「西ドイツ農業における規模拡大と農地小作の展開」(『土地公有の史的研究』椎名重明編著、御茶の水書房、1978、所収)や、同「西ドイツにおける農地移動の現段階」(『土地経済論』田代隆編、御茶の水書房、1980、所収)がある。
- (注4) 西ドイツ農業の地域性は、阿部前掲論文「……規模拡大と農地小作の展開」p. 322によると、「シュレスウイヒ・ホルスタイン州を中心とする北海沿岸の平担地域とバイエルン州南部をはじめとする各地の山間地方で牧草を主軸とする畜産経営が多い。ニーダーザクセン、ヘッセン、ラインラント・プファルツ、バイエルン各州の平担部には普通作経営が多く、ニーダーザクセン、ヘッセン、ノルトライン・ヴェストファーレン各州の一部で市場作物経営が多い。」とある。
- (注5) 域内各国の農業生産の状況については、拙稿「EC 農業と域内優先システム」『経済論究』第67号、1987年、pp. 40~45、を参照。
- (注6) 高山隆子「西ドイツの農業と農業政策」(上)(下)『農林統計調査』1977年8、9月号。田中修「農業構造政策の展開過程——西独を中心として——」『国民経済雑誌』138(5)、1978年11月。
- (注7) EC レベルで行なわれる構造政策は、地域政策と密接に関連している。FEOGA 指導部門を通じて行使される農業構造改善への財政的援助は、保証部門と比してまだ著しく小規模である。
- (注8) 西ドイツ農業財政の三層構造(EC 財政、西ドイツの連那財政、州財政)を紹介したものに、松浦利明「西ドイツ農政における補助金と融資」『農業構造問題研究』No. 150、1986. がある。
- (注9) 「農業計画」と「エルトン・プラン」の位置づけについては、都留大治郎『農業をつらぬく論理と実証』九大出版会、1982、第六章、「農業における自給と保護」

を参照。

(注10) 詳細は『のびゆく農業』No. 559, 「地価・小作料上昇の構造的作用と対応策」, No. 410, 「西ドイツ小作法改正目標, 西ドイツの小作法改正の考え方」参照。

結びにかえて

戦後の西ドイツ経済運営において、国家の経済干渉に対する強い拒絶反応が支配してきた。いわゆる「社会的市場経済論」の政策思想である。しかし、その考え方は、国家の介入を完全に拒否し、自由放任にまかせるものではなかった。自由市場経済機構のメカニズムが成り立つ与件を整備するという国家の干渉である。

西ドイツの農業政策、並びに農業保護の理念は、一つには生産上、不利な立場におかれている農業に対して、他産業と同等の競争条件を付与しようとするものだと考える。また、経済の安定化という観点で、西ドイツ国民経済内における産業諸部門間に、絶えず調和のとれた発展を期そうとする考えがある。農業保護への国民的合意は、日本等と比べて、はるかに確固としたものがあるといえよう。

EC 結成により、西ドイツは国内農業政策の一部を、EC に委譲した。それは、一部といいながら、価格支持という農業者の所得を決定する根本的な部分であった。EC 結成は、西ドイツにとって、広域市場圏の確保のために、是非とも達成されねばならなかったが、それによる犠牲をやむなく農業者が受けざるをえないこととなる。西ドイツとしては、EC 結成と CAP の形成は不可分であるために、CAP を否定することはできない。そのために、西ドイツの要求はあくまで統一価格水準の引上げであった。

70年代中葉までの統一価格水準そのものは、西ドイツ農業者にとってそれほど高位として満足できるものではなかったが、MCA の効果を享受できた70年代前半期は、まさに天恵とも呼べる時期だったのである。その中で、西ドイツ農業は、富農層には、蓄積基盤が生じ、労働市場の好況も相まって、規模拡大と生産性上昇に成果をあげた。

この論稿では、EC 理事会会で決定される統一価格水準と MCA の西ドイツ農

業者への影響を明らかにし、西ドイツ農業者の所得の動向を探り、過剰問題に苛まれた EC での CAP 改革、特に統一価格の引下げが、西ドイツ農業者には受け入れ難い状況にあり、それが西ドイツの CAP 改革に対する保守性につながっていることを指摘した。

ここでの農業構造分析は、CAP、とりわけ MCA の西ドイツ農業に与えたインパクトとの関わりで西ドイツ農業の構造変化を跡付けたものである。構造変化を明確にさせるには、労働市場との関係で地域的考察を加えて分析を深める必要がある。その意味で、西ドイツ農業のもつ構造的問題点の析出にまで至らなかった。

60年代末から70年代にかけては、統一価格の引上げと MCA の恩恵により、実質的価格支持水準の上昇が生じた。また明確な構造調整、選別政策が実施され、農業構造の変化も著しいものがあった。事実、そうした政策対応が可能な状況にあった。しかし、今日の西ドイツ農業政策は、若干趣きが変わりつつある。低成長と構造的失業の下では、かつての生産性向上、構造調整の推進という路線を強調するのではなく、構造維持、中小農業主の所得確保に力点が移りつつあるようである。70年代においても、域内各国との比較では分解が進展したとはいえ、経営規模は依然として未だ小規模の部類である。EC の CAP 改革により、支持価格の引下げ、生産調整の導入等がさらに一層企図されるであろう。そのために、西ドイツ農政は農業所得維持という新たな対応に向かわざるをえないし、その政策転換をできる限り回避する方向にでることが予想される。多国間農政の調整という課題を常に抱えている CAP の今後の調整は、中心国西ドイツが CAP 改革に消極的である状況では、さらに困難な調整過程が待ちうけていると言うべきであろう。